

地方公務員災害補償基金役員の給与及び退職手当の支給の基準

平成30年1月1日現在

- (1) 給与
給与の種類
ア 報酬

月額（*）により支給
（*）報酬月額

	月額 (単位：千円)
理事長	895
理事	749
監事	724

イ 特別地域手当 報酬×0.2

ウ 通勤手当 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給

エ 特別手当 $[(\text{報酬月額} + \text{特別地域手当月額}) + (\text{報酬月額} \times 0.25) + \langle (\text{報酬月額} + \text{特別地域手当月額}) \times 0.2 \rangle] \times \text{支給割合} (*)$
（*）支給割合：年3.3月

- (2) 退職手当

退職の日における報酬月額×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率（*）×83.7/100

（*）業績勘案率：理事長が別に定める委員会又は理事長が委嘱する外部の者が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

地方公務員災害補償基金本部職員の給与及び退職手当の支給の基準

- (1) 給与
一般職の国家公務員の例による。

- (2) 退職手当
一般職の国家公務員の例による。